



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月25日金曜日 第143号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 728

告 示

産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等..... (循環型社会推進課) ... 729

落札者等の告示..... (医療対策課) ... 729

保安林の指定施業要件を変更する件に係る揭示..... (森林整備課) ... 729

指定道路の指定..... (中予地方局建築指導課) ... 732

道路の区域変更(県道高瀬松溪線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 732

道路の供用開始(")..... (") ... 732

公 告

愛媛県立学校用端末等の購入..... (会計課) ... 732

電子黒板の購入..... (") ... 733

大型乗用自動車(スクールバス)の購入..... (") ... 734

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 735

政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 736

政治団体の解散の届出..... (") ... 736

資金管理団体でなくなった旨の届出..... (") ... 736

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第53号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第6(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 省略 氏 名 省略 </div> <p>備考(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 紛失の場合であつて身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第8条第1項第2号に掲げる書類を提示するとき、又は破損の場合は、個人番号の記入を省略することができる。</p> <p>(4) 省略</p> <p>様式第15(第16条関係)</p> <p>様式第15(その1)</p>	<p>様式第6(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 省略 氏 名 省略 </div> <p>備考(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>様式第15(第16条関係)</p> <p>様式第15(その1)</p>

省略	
氏名	省略
省略	

様式第15(その2)

省略	
氏名	年月日生
省略	

様式第15(その3) 省略

省略		
氏名	男・女	省略
省略		

様式第15(その2)

省略		
氏名	年月日生	男・女
省略		

様式第15(その3) 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第6の規定による申請書は、改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第6の規定による申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1048号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所並びに西条市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

令和2年9月25日

愛媛県知事 中村時広

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
四国電力株式会社
香川県高松市丸の内2番5号
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所

西条市喜多川853番4

- 産業廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号の八に規定する管理型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、ばいじん
- 申請年月日
令和2年9月11日
- 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に關する生活環境の保全上の見地からの意見
(2) 提出先
愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び愛媛県西条保健所

○愛媛県告示第1049号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年9月25日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務	愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年8月21日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	239,184,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第1050号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年4月農林水産省告示第877号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年9月25日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市道後町一丁目6番9号 井手野 公一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内イ80番地 大石 兼吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1075番地 大石 貞一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1075番地 大石 武男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡久万町大字久万町11番地 大石 光男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内13番地 大畑生産森林組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市北区天神橋七丁目7番8-702号 柏 英樹	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1091番地 加藤 浅次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1091番地 加藤 浅次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内81番地 加藤 石太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内83番地 加藤 伊太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市西立花町67番地 加藤 一雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内1088番地 加藤 行恵	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1077番地 加藤 栄子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内80番地 加藤 角次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内67番地 加藤 亀市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内85番地 加藤 九源次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内71番地 加藤 金次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内68番地 加藤 熊吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内67番地 加藤 庫次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内72番地 加藤 兼吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内72番地 加藤 幸吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市三番町六丁目4番地23 加藤 幸	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内78番地 加藤 鳥作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内78番地 加藤 篤作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内60番地 加藤 重吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1088番地 加藤 次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内82番地 加藤 善六	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内77番地 加藤 忠藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内58番地 加藤 忠平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内65番地 加藤 長太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1007番地 加藤 常雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1007番地 加藤 鶴吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内61番地 加藤 照吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内75番地 加藤 藤吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内1141番地 加藤 徳三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1013番地 加藤 博	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内74番地 加藤 林作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内72番地 加藤 久次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内63番地 加藤 兵作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内59番地 加藤 兵三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内76番地 加藤 藤五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内62番地 加藤 兵吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内79番地 加藤 平藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内64番地 加藤 平八	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1077番地 加藤 孫作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都北区桐ヶ丘二丁目3番N43-18号 加藤 正利	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内イ61番地 加藤 卯藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1164番地 加藤 村作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内69番地 加藤 弥三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内66番地 加藤 与作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内84番地 加藤 吉太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内70番地 加藤 リウ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	周桑郡櫻樹村大字丹原249番地、250番地 株式会社伊豫周桑銀行	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1460番地 窪田 覚市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	福岡県北九州市小倉区大字馬借69番地1 景浦 シゲカ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	茨城県北相馬郡守谷町松前台二丁目9番地6 佐伯 隆生	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川179番地5 佐 伯 薫	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内59番地 酒 井 喜 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内51番地 酒 井 柴 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内番外1番地 酒 井 英 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内63番地 坂 本 良 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東宇和郡宇和町大字坂戸165番地 清 水 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東宇和郡宇和町大字坂戸1番耕地116番地 清 水 時 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内32番戸 白 石 惣太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内524番地 白 戸 忠 義	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都中央区日本橋一丁目17番10号 新日本証券株式会社	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東宇和郡宇和町大字坂戸3番耕地538番地 末 光 一 良	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目9番14号B2-2 末 光 賢 二	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方690番地 洲之内 邦 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市横河原355番地 高須賀 秀 喜	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市志津川1135番地3 高 橋 淳 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内46番地 田 仲 喜 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市樋口18番戸 田 中 好五郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字樋口1202番地 田 中 良 勝	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市堀江町甲395番地8 西 山 ひろみ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市淀川区野中南二丁目11番48号 日本ビラー工業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府泉大津市池浦町五丁目8番2号 長谷川 久 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方1806番地 花 山 道 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市西郷通一丁目25番地 人 見 則 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市橋波東之町四丁目23番地 二 神 純 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山西町169番地2 二 神 鐵 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市南寺方北通二丁目9番地 二 神 俊 夫	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市橋波東之町四丁目23番地 二 神 元 士	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川上村大字北方 普通水利組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内92番地 水 口 熊五郎	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2番地 水 口 光 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	福岡県春日市大字上白水208番地35 森 川 初 代	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山越一丁目5番17号 山 内 春 江	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内7番戸 山 内 範 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市淀川区新北野三丁目10番22号 山 本 佐 枝子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字横河原521番地1 横河原生産森林組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1396番地 和 田 憲 二	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内323番地1 和 田 作 太 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内227番地 和 田 重 貴	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内153番地3 和 田 武 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内324番地 和 田 傳 次 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祇園町148番地 和 田 敏 男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1番戸 渡 部 伊 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1103番地 渡 部 一 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内14番戸 渡 部 音 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	神戸市垂水区高丸八丁目14番1-203号 渡 部 寛 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1127番地 渡 部 弥 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1440番地 渡 部 要 次 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川上村大字南方227番戸 渡 部 轍	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内5番地 和 田 壽 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内323番地1 和 田 兵 馬	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内153番地3 和 田 文 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内117番地2 渡 部 茂 一 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内13番地 渡 部 福 徳	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字横河原1番地 和 田 松 久	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市北方3363番地 株式会社力ネキ製材所	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内468番地 和 田 ぬ ね	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

により、次のとおり指定道路を指定した。
 令和2年9月25日
 愛媛県中予地方局長 東 公 弘
 1 指定道路の種類
 建築基準法第42条第1項第5号
 2 指定年月日
 令和2年9月15日
 3 指定道路の位置
 東温市志津川字出口甲682番1の一部
 4 指定道路の延長及び幅員
 (1) 延長 26.17メートル
 (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1051号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定

○愛媛県告示第1052号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和2年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2090番2から 同町富野川2157番3まで	旧	メートル 7.4~11.1	キロメートル 0.029	
		西予市野村町富野川2090番2から 同町富野川2157番4まで	新	9.2~11.1	0.029	

○愛媛県告示第1053号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和2年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2090番2から 同町富野川2157番4まで	令和2年9月25日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 令和2年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立学校用端末等の購入
- (2) 購入物品名及び数量
Windows端末 26,373台、iPad 1,471台、ルーター 270台
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。

- (4) 納入期限
令和3年3月31日(水)
- (5) 納入場所
入札説明書等による。
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の③に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2156

- (2) 入札書の受領期限

令和2年11月5日（木）午前9時から同月6日（金）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年11月6日（金）午前10時

愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和2年10月29日（木）午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 契約の成立

この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

- (8) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: 26,373 units of computer terminals with Windows, 1,471 units of iPad and 270 units of Wi-Fi routers

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 6 November 2020

- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年9月25日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

電子黒板の購入

- (2) 購入物品名及び数量

電子黒板 538セット

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限

令和3年3月31日（水）

- (5) 納入場所

愛媛県立土居高等学校ほか29校

- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2156

- (2) 入札書の受領期限

令和2年11月5日（木）午前9時から同月6日（金）午前10時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和2年11月6日（金）午前11時

愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限：令和2年10月29日（木）午後5時
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 契約の成立
この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法（昭和22年法

律第67号）第96条第1項第8号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとする。

- (8) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Interactive Projector , 538
- (2) Time limit of tender: 10:59 a.m. , 6 November 2020
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
大型乗用自動車（スクールバス）の購入
- (2) 購入物品名及び数量
大型乗用自動車（スクールバス） 1台
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和3年3月19日（金）
- (5) 納入場所
愛媛県立今治特別支援学校（今治市桜井乙32 - 313）
- (6) 入札方法
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請

負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限
令和2年11月5日(木)午前9時から同月6日(金)午後0時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和2年11月6日(金)午後1時
愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和2年10月29日（木）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: School bus for special support education school use , 1
- (2) Time limit of tender: 0:59 p.m . , 6 November 2020
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年9月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
藤田徹也後援会	前田 典也	原 武彦	越智郡上島町弓削久司浦1031	令和2年8月3日
山上耕司後援会	徳岡 忍	福田 滋	越智郡上島町弓削下弓削225	令和2年8月3日
森博後援会	大野 睦郎	渡邊 浩二	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1415 - 1	令和2年8月4日
石川武美後援会	白石 則廣	白石 則廣	四国中央市寒川町1721 - 2	令和2年8月24日

愛媛県ひまわり倶楽部	渡 部 昭	矢 野 尚 良	松山市大手町一丁目1-6	令和2年8月27日
------------	-------	---------	--------------	-----------

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年9月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
社会民主党愛媛県連合	石 川 稔	代 表 者	石 川 稔	逢 坂 節 子	令和2年7月18日
国民民主党愛媛県総支部連合会	白 石 洋 一	会 計 責 任 者	矢 野 尚 良	松 井 宏 治	令和2年8月11日
社会民主党愛媛県第2区支部連合	菅 森 実	代 表 者	菅 森 実	村 上 要	令和2年8月22日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
くろかわ理恵子後援会	矢 野 準 子	代 表 者	矢 野 準 子	黒 川 睦 夫	令和2年3月23日
		会 計 責 任 者	近 藤 徹 雄	越 智 佳 代 子	

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年9月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大西つとむ後援会	重 松 昭	令和元年12月30日
菊池伸二後援会	菊 池 伸 二	令和2年8月5日
中野たいせいと歩む会後援会	篠 崎 純 子	令和2年8月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年9月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
菊 池 伸 二	菊 池 伸 二 後 援 会	令和2年8月5日